

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ボルト		
1	相川第二之橋	25.8	1	点検は、端部は地上より近接目視、中央部は梯子を使用して近接目視を行った。 床版コンクリートに遊離石灰を伴うひびわれが見られた。乾燥収縮から生じたひびわれに橋面水が浸透し、遊離石灰が析出したものと推定される。現在、水の供給がなされていないと推測される為、経過観察とし、次回点検時に進行が見られた場合、橋面防水工を実施した上で、断面修復工等実施すべきであると考え。2009年に再塗装されており、鋼部材は概ね健全といえる。下部工は、乾燥収縮により生じたひびわれが見られる。損傷の進行は遅く、ひびわれの発生は部分的である。橋面上は、特に損傷は確認されず、健全であった。 今後の対策としては、止水対策として伸縮装置の止水ゴムの交換および取替工を実施することが望ましい。	リベット		
2	前田橋	28.0	2	点検は、端部は地上より近接目視、中央部は遠望により行った。 PC桁に鉄筋露出が見られる。局部に橋軸方向のひびわれが生じている。床版(間詰め部)は、全体的に遊離石灰の湧出が見られるが、ジョイントの止水材の材料劣化による漏水の発生、及び橋面水の浸透によるものと推定する。 今後の対策としては、止水対策を施す必要がある。ジョイントの止水材の交換工、床版防水を行う。ひびわれについては、現状では、局所的であり経過観察とする。鉄筋露出は腐食進行を抑制するために断面修復を行いたい。			
3	常閑橋	21.0	1	点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 本橋は架設後34年経過しているが、防護柵全体に経年劣化による塗装劣化、および腐食への進行が見られる。歩道部は舗装にひびわれが随所に見られるが、路面排水が桁下へ流下し、間詰め部より遊離石灰が滲出している原因と推定される。また、伸縮装置部は止水機能が低下し、段差の発生も見られる。主桁は橋軸方向に遊離石灰を伴うひびわれが確認された。発生原因の特定には至らないが、部材耐力の低下を招く恐れがあり、今後も定期的に経過観察を行う必要がある。下部工は概ね健全といえる。 今後の対策としては、まず防水対策として路面防水工が損傷しているかもしくは施工されていないと推定されることから、確認を行い結果に応じた処理を施す必要がある。また、防護柵は腐食程度は現段階で表面的であるため、再塗装を実施することにより、腐食進行を抑制する必要がある。			
4	飯豊橋	94.5	3	点検は、1,3径間は梯子を使用して近接目視、2径間の河川部は遠望を行った。 車道部が拡幅される前の下り線歩車道境界に遊離石灰が滲出した痕跡が認められるが、現状は損傷の進行はないと推定される。上り線側の歩車道境界は、間詰め部より遊離石灰の滲出が散見されるが、軽微といえる。2径間P2側の主桁端部側面に遊離石灰を伴うひびわれが生じており、路面排水が桁内部に浸透している恐れがある。ジョイントの止水機能が低下したためP2橋脚天端に滞水が生じている。 今後の対策としては、止水対策を施す必要がある、地覆部に止水材を施し、路面排水の流下を防止する必要がある。			
5	十二代橋	25.4	1	点検は、端部は地上、中央部は河川内で梯子を使用して近接目視を行った。 鋼部材全体に経年の劣化に伴う塗装の変色が生じている。床版に遊離石灰が滲出、ひびわれが見られるが、局所的で軽微といえる。支承部は、支承本体に傾斜、アンカーボルトにゆるみ、沓座モルタルの欠損が生じており、下部工の移動・傾斜、地震による作用と推定するが特定は出来ない。伸縮装置に止水機能の低下が生じたことで、路面排水の流下が生じている。防護柵に経年の劣化による塗装の変色・剥離が全体的に見られる。 今後の対策としては、鋼部材に経年の劣化により防食性が低下しており、今後、損傷の進行を抑制するために再塗装を行い、伸縮装置交換工、床版防水(端部)により、止水性を高める必要がある。支承本体の傾斜は、応力集中を招くものであり、今後の損傷進行性を鑑み交換工を検討したい。	F11T		
6 (1)	乙羽橋(本橋)	100	4	点検は、高水敷部は梯子で近接目視を行った。渡河部は、遠望で点検を行った。 床版間詰め部に遊離石灰の滲出が散見されるが、現在、損傷の進行は見られないと判断する。主桁に鉄筋露出が生じているが、衝突によって生じたものと推定。排水管の長さ不足によって桁に水かかりが生じている。伸縮装置の地覆部に防水シール工が施されていないことから漏水が生じ、直下の下部工、桁端部に滞水、漏水痕が生じている。 今後の対策として、橋面防水工を施し、桁下への漏水、浸透水を抑制する必要がある。あわせてジョイントの目地材復旧工や、地覆部の防水施工を実施する。また、排水管の長さを延長し、主桁への水かかりを防ぐ必要がある。主桁下フランジの鉄筋露出はシーすに達するものであり、損傷が進行するとPC鋼材に二次損傷を及ぼす懸念が生じることから断面修復を行いたい。	F10T		
6 (2)	乙羽橋(側道橋)	100	3	点検は、1,3径間は梯子を使用して近接目視点検を行った。2径間の桁下中央部は遠望で点検を行った。 支承部は、下沓に腐食が生じている。伸縮装置に止水機能の低下が見られる。また、起点側伸縮装置部に段差が生じている。上部工は概ね健全な状況であるといえる。 今後の対策として、支承下沓の部分塗装を実施する必要がある。同時に伸縮装置の止水材の交換、及び取替工を実施し止水効果を高める必要がある。			
7	横沢橋	21.0	1	点検は、端部、中央部共に梯子を使用して近接目視を行った。 上部工では、床版間詰め部より遊離石灰の滲出が散見されるが、局所的で軽微である。現在のところ損傷の進行は認められない。下部工は概ね健全といえる。橋面は、排水ますに土砂詰りが生じている程度で概ね健全といえる。 今後の対策は、土砂詰りについて維持工事により対応を図るものでよい。他の損傷は軽微といえることから、現状では経過観察とし状況に応じて補修を行えばよい。			
8	上木戸橋	19.4	1	点検は、端部は地上、中央部は河川内より梯子を使用して近接目視を行った。 主桁に落書き、塗装劣化が生じているが軽微。床版にひびわれが見られる。支承は、下沓が橋座に埋もれているが施工当初のものと思われる。アンカーボルトにゆるみが生じている。橋面では、排水ますに土砂詰り、防護柵に、防食機能の劣化、ボルトの脱落が見られる。天端材材が脱落する恐れは無いが、措置しやすいため維持工事により修復工を行いたい。下部工は概ね健全といえる。 今後の対策としては、橋面の土砂詰り、防護柵のボルトの脱落は、維持作業によって機能回復を図る必要がある。同様にアンカーボルトの増締めも維持工事に対応したい。	F11T		
9	美咲橋	30.0	1	点検は、目視点検により行い、桁端部のみ梯子による近接点検を実施した。 鋼桁は、全体的な防食機能の劣化がみられ、桁端部主桁ウェブや中路桁であることより、橋面上の主桁リブ(地覆部埋め込み)に断面欠損が見られる。床版は遊離石灰を伴う直角方向のひび割れが全体的に見られたが大きな問題はない。下部工は健全であるが、支承部にモルタルの剥離と鋼製部材の腐食が見られた。 今後、優先して実施すべき対策は、鋼桁の断面欠損の程度を調査(残存板厚の詳細調査)し対策を検討する必要がある。また、桁端部については水じまい対策も合わせて実施する。次に、支承のモルタル剥離部について補修を行い、支承アンカーボルトの腐食を防ぐ必要がある。その後、塗装塗替えや床版防水工の工事を実施するのがよい。 ※本橋は、中路的鋼I桁橋であることより、主桁ウェブと地覆コンクリートが接着している。このような箇所には滞水による腐食が発生しやすいため、雨水の浸入対策等を検討するとよい。	リベット		
10	上井川橋	20.0	1	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用して近接目視点検を行った。 主桁は、上フランジに腐食・防食機能の劣化が生じている。床版張り出し部の水きり部に鉄筋露出が生じている。支承は、ボルトにゆるみが生じ、部材全体に腐食が見られる。橋面では、伸縮装置に欠損、防護柵に腐食、ボルトのゆるみが生じている。 今後の対策として、まず止水対策を実施する必要がある。水切り部の鉄筋露出は広範囲に生じていることから断面修復が必要。防護柵に生じたボルトのゆるみは第三者被害が及ぶ懸念があるため速やかに再セットを望みたい。 支承のボルトのゆるみは、支承機能が低下するものであることから復旧工を実施する必要がある。	F11T		

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ボルト		
11	塚原橋	18.8	1	点検は、端部、中央部共に梯子を使用して近接目視を行った。 主桁は、経年劣化により防食皮膜の変色が伺えるが局所的である。床版は支間中央部に遊離石灰の湧出痕が見られるが現在のところ損傷は進行していないと判断した。床版ひびわれ、剥離・鉄筋露出は局所的で規模が小さい。支承は、部材全体に防食皮膜の劣化、点錆が見られる。橋面では、防護柵に衝突による変形・欠損、排水ますの土砂詰りが生じている。伸縮装置の止水機能が低下している。 今後の対策として、止水対策を行い、鋼部材の腐食進行を抑制する必要がある。伸縮装置の止水材交換及び取替え工を実施する。全体的に損傷は軽微であり、経過観察でよいと判断する。	F11T		
12	小松橋	17.2	1	点検は、端部は地上より、中央部は梯子を使用して近接目視を行った。 主桁は、部材全体に経年による塗装劣化が生じている。床版に一方向ひびわれが見られるが、軽微。支承に腐食が生じている。ジョイントの排水不良により生じたものと推定。防護柵全体に経年の劣化による腐食が生じている。 今後の対策としては、止水対策としてジョイントの取替工および止水材の交換工を実施する。防護柵は直ちに部材機能が低下するものではないため状況に応じて補修を行えばよい。鋼部材は時期を見て再塗装を行えばよいと判断するが、支承部に腐食の進行が見られることから部分塗装を実施するのが良い。	F11T		
13	向田橋	17.8	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 床版間詰め部より遊離石灰が湧出しているが、局所的である。下部工は概ね健全といえる。橋面は、地覆にひびわれ、防護柵に変形が生じているが、いずれも局所的で軽微といえることから状況に応じて補修を行えばよいと判断する。 今後の対策としては、特に直ちに補修を必要とする損傷は見当たらないが、経過観察を行い、状況に応じて補修を行うのが良い。			
14	竜雲橋	28.6	1	点検は、端部、中央部共に梯子を使用して近接目視を行った。 床版に遊離石灰を伴うひびわれが随所に見受けられる。直ちに部材耐力が喪失するものではないが、損傷の進行状況を定期的に経過観察し、進行が認められる状況であれば補修を行う必要がある。鋼部材は広範囲に亘り経年の塗装劣化が生じており、一部腐食への進行が伺える。下部工は概ね健全といえる。橋面は、排水に土砂詰りが生じている。維持作業により機能回復を図りたい。伸縮装置に止水機能の低下が見られる。 今後の対策としては、止水対策として伸縮装置の取替工、及び止水材の交換工を実施する。床版に漏水・遊離石灰が見られることから、床版防水の検討も必要。	リベット		
15	八枚橋	15.0	1	点検は、端部は地上より近接目視、中央部は遠望により行った。 鋼桁は全体的に軽微な防食機能の劣化がみられる。特に支承部付近では表面的な錆が発生している。RC床版は、橋軸直角方向にひびわれが発生している。部分的な損傷であり漏水や遊離石灰もみられないため、今後の損傷の進行状況に応じて補修を行うことが望ましい。支承については、表面的な錆がみられる。パラペットに目立った漏水痕がないことと橋台端部に若干の土砂堆積がみられることから、側部からの水の進入が原因と考えられる。 今後の対策としては、鋼部材の防食性が低下していることから、止水対策、再塗装により損傷の進行を抑制する必要がある。止水対策としては、ジョイントの止水材の交換、及び取替え工を行うことが望ましい。	F11T		
16	窪坂橋	15.5	1	点検は、端部、中央部共に梯子を使用して近接目視を行った。 鋼部材は、経年の劣化による防食皮膜の剥離、変色が生じている。床版にひびわれが生じているが幅0.1mmが主体である。支承は、上沓に著しい断面欠損を伴う腐食が生じている。支承機能が果たされていない状況であると推定される。モルタルに欠損が見られることから腐食損傷の進行は速いと推測される。橋面は、排水ますに土砂詰りが生じているが、清掃によって機能回復が図れることから維持工事で対応する必要がある。 今後の対策としては、支承部の腐食が進んでいることから止水対策を実施する必要がある。伸縮装置の取替工、支承本体の部分塗装、モルタルの復旧工の必要がある。	F11T		
17	宮川橋	15.7	1	点検は、端部、中央部共に地上より近接目視を行った。 床版(主桁)の間詰め部より遊離石灰が全体的に発生している。舗装に網目状のひびわれが生じており、路面排水が流下し遊離石灰が滲出したものと推定される。プレキャスト桁に橋軸方向のひびわれが随所に生じており、サビ汁の滲出も見受けられる。伸縮装置の止水ゴムの劣化、及び部材の変形が活荷重の載荷により生じたことで橋面水の浸透が助長されたものと思われる。下部工は概ね健全といえる。護岸工にひびわれが生じているが、現状では経過観察でよい。 今後の対策としては、まず止水対策を優先的に行う必要がある。路面の舗装の打替え、床版防水工、及び伸縮装置交換工を行い、路面排水の流下を防止する必要がある。ひびわれについては、耐力喪失が懸念されるものであるが、定期的に経過観察を行い、状況に応じた補修を行えばよい。			
18	万年橋	18.4	1	点検は、端部は、縄梯子を使用し近接目視を行った。中央部は、端部より遠望目視を行った。 鋼桁は、全体的に軽微な防食機能の劣化がみられ、部分的に錆が発生している箇所がある。橋面および床版に損傷があまりないことから、経年劣化によるものと思われる。RC床版は、張出部において鉄筋露出および漏水がみられるが、いずれも部分的で軽微といえる。支承は、概ね健全であるが、伸縮装置(エラストイト)の一部脱落があることから、止水性が低下したことにより腐食環境にあるといえる。橋座に土砂堆積が見られる。 今後の対策としては、まず止水対策として、伸縮装置の取替工、止水材の復旧工を実施する必要がある。床版の鉄筋露出、防護柵の変形は直ちに部材機能が喪失、低下するものではないため経過観察とし状況に応じて補修を行うとよい。	F11T		
19	昇仙橋	18	1	点検は、A1端部は、縄梯子を使用して近接目視、A2端部は地上より近接目視、中央部は遠望目視を行った。 鋼桁は、全体的に経年による塗装劣化が生じており、A2橋台端部に局部的に断面欠損が著しい腐食、防食機能の劣化が生じている。また、桁遊間がA2側(固定)の桁上下で異なっており、下フランジがパラペットに接触している。下部工の変位(傾斜)によるものと推定するがA2橋台側の支承に変形等の異常が確認されず特定には至らない。床版は、張り出し部に広範囲に亘り、鉄筋露出が生じている。かぶり不足が主因と推定する。支承部は、A2側部材全体に腐食が生じている。 今後の対策としては、床版は損傷が進行すれば耐力低下を招くものであり、断面修復を実施する必要がある。鋼桁は、前回塗装より12年経過しており、全体的に防食機能の低下した箇所が見られ、A2側端部では、下フランジ、支承部に断面欠損を伴う腐食が生じているため早期に再塗装を行う必要がある。再塗装に伴い、伸縮装置の止水機能を回復する必要がある。取替工もしくは止水材の復旧工を実施する。主桁端部の遊間異常については、経過観察を行うとともに詳細調査を実施し、損傷原因を特定し対策を検討する必要がある。	F11T		
20	飯田歩道橋	94.5	1	点検は、高水敷部は梯子により近接目視、渡河部は、遠望目視点検を行った。 橋面上は地覆に軽微な衝突痕が見られる。又、伸縮装置目地材(A1、A2橋台上)に劣化が生じ、一部欠損を生じている。その為、下部工に漏水跡が見られる。床版コンクリートに遊離石灰を伴うひびわれが見られた。乾燥収縮から生じたひびわれに橋面水が浸透し、遊離石灰の析出したと推定される。又、主桁に防食機能の低下、落書きが見られた支承は、伸縮装置からの漏水、防食機能の劣化により点錆が発生している箇所が見られた。下部工は、橋台、橋脚に落書きが見られた。 今後の対策としては、伸縮装置目地材の欠損により、下部工、橋座面に漏水、滞水が生じ、鋼部材の腐食の進行を早めていると推定される為、伸縮装置の非排水化、取替え等必要であると考え。又、張出床版に生じた、遊離石灰を伴うひびわれは、橋面防水工を実施した上で、断面修復工等実施すべきであると考え。	F10T		
21	陣場橋	95.5	3	点検は、端部は橋台は地上、橋脚は梯子で行い、中央部は、1,3径間は梯子、2径間は遠望で点検を行った。 床版に遊離石灰を伴うひびわれが生じており、ひびわれからの漏水によって直下の横桁に腐食が生じている。伸縮装置に止水機能の低下がみられ、桁下において腐食、防食機能の劣化を招いている。 今後の対策としては、伸縮装置に排水施設が未施工であるため、雨水が流下し桁下の鋼部材の腐食発生原因となっている。早期に非排水化を行い、その後、床版防水(1,3径間端部)により止水性を高める必要がある。	F10T		

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ポルト		
22	不動橋	20.8	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 伸縮装置(埋設ジョイント)に沿ってひびわれが見られる。又、排水ますに土砂詰りが生じ、健全な排水がなされていない為、排水管設置箇所周辺により遊離石灰の析出が見られた。維持工事による清掃が必要であるとする。一部橋面防水工不備の為、間詰めコンクリートから遊離石灰の析出が見られる。下部工は、概ね健全といえるが、橋座面に不法占拠が見られた。維持工事により撤去が必要であるとする。今後の対策としては、排水管周りの止水対策を行うことが望ましい。	F10T		
23	地藏橋	19.9	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 主桁に欠損、局所的な遊離石灰の湧出が生じているが軽微。概ね健全といえる。下部工は概ね健全。橋面は、衝突による防護柵の変形、排水ますの土砂詰りが生じているが、これら損傷は措置しやすい箇所に有り軽微といえることから維持工事によって機能回復を図る必要がある。 今後の対策としては、排水ますの土砂詰りを維持作業によって機能回復する。本橋は、直ちに部材耐力が喪失もしくは低下する損傷は見当たらないことから経過観察を行い、状況に応じた補修を行うと良い。			
24	西河原橋	23.0	1	点検方法は、端部は地上より近接目視、中央部は河川内より脚立を使用して近接目視点検を行った。 床版間詰め部より遊離石灰が湧出している。現在、損傷は進行していないと判断する。護岸にひびわれが生じている。橋面を見ると、防護柵に腐食、変形・欠損が生じている。腐食は経年劣化により生じたものであるが、部材全体に亘り生じており時期を見て再塗装を行いたい。 今後の対策としては、直ちに部材機能が低下する損傷は見当たらないことから経過観察とし、状況に応じて補修を行うと良い。防護柵の防食機能劣化、路面の段差は措置しやすいことから維持工事によって機能回復を図りたい。			
25	朝気立体	100	4	点検は、跨線部(3径間)は遠望で行い、1,2,4,5径間は梯子を使用して近接目視を行った。 床版間詰め部より遊離石灰が随所に生じている。これは、伸縮装置の止水ゴム材の劣化により生じた橋面水の浸透、および歩車道境界からの排水の漏水によるものと推定する。堅壁にひびわれが生じているが、乾燥収縮によるもので損傷の進行は遅く、現状ではひびわれ幅が0.2mm程度が主体である。 今後の対策は、先ず止水対策を行う必要がある。伸縮装置の止水ゴム材の交換工を施すことで橋面水の流下を防止し、P1,2上の伸縮装置は交通の载荷により欠損が生じており止水性が低下していることから早期に交換工を行う必要がある。			
26	飯豊橋歩道橋	98.0	3	点検は、高水敷部は梯子による近接目視、渡河部は遠望点検を行った。 本橋は、上部工の鋼部材に経年の劣化による防食皮膜の変色、剥離が見られる以外、下部工、橋面の部材は概ね健全といえる。 今後の対策としては、防食皮膜の劣化は直ちに腐食への進行が見られないことから状況に応じて再塗装を行えばよいと判断する。	F10T		
27	平岡山橋	54.2	1	点検は、1,2径間のNEXCO敷地内は遠望で行った。3径間は路下道路より遠望、橋台は地上より近接点検を行った。 伸縮装置に段差が生じているが、下部工の移動により生じたものと推定される。これにより交通の走行性が低下している。路面に橋軸方向に舗装ひびわれが見られる。桁下面に橋軸方向にひびわれが生じているが、直ちに部材耐力の低下をもたらすものではないため定期的に経過観察を行い状況に応じた対応を図ればよい。 今後の対策としては、舗装のひびわれ、主桁のひびわれはボイドのに沿って生じたもので施工・設計上発生したものである。経過観察を定期的に行い状況に応じて補修を行えばよい。伸縮装置部に生じた段差は、交通の安全性、走行性を阻害するものであり、段差の解消を図る必要がある。			
28	河代跨道橋	19.6	1	点検は、端部は梯子により近接目視を行い、中央部は、歩道より遠望目視点検を行った。 主桁に衝突による変形が随所に生じているが、建築限界を確認し、対策を講じる必要がある。石積みにひびわれが生じているが、橋台背面土圧の低下によるものと推定するが特定できない。地覆下面に随所にうき・剥離・鉄筋露出が生じている。 今後の対策としては、地覆のうき、鉄筋露出は第三者被害の懸念があることから、第三者点検を実施し、剥離部の断面修復を実施する。同時に主桁の変形も断面修復すればよい。伸縮装置の止水機能が低下しているものと思われるが、時期を見て目地材の交換工を行いたい。			
29	田通し一の橋	22.2	1	点検は、端部、中央部共に地上から近接目視を行った。 間詰めコンクリートに遊離石灰が湧出している。部材全体に亘り生じており、橋面水の浸透によるものと判断する。 下部工はおおむね健全。路面を見ると、ジョイントのゴム材に劣化が見られるが軽微。 今後の対策としては、先ず止水対策として、床版防水工、そしてジョイントの止水材交換および取替工を行い、路面排水の流下を防止する必要がある。排水ますに土砂詰りが生じているが、清掃によって機能回復を図れるため維持作業で対応したい。			
30	下鍛冶屋橋	17.2	1	点検は、端部、中央部共に地上より近接目視を行った。 鋼部材に経年の防食皮膜の劣化が生じている。部材全体に亘り損傷が見られる。床版は、軽微なひびわれが散見できる程度。堅壁にひびわれが生じている。乾燥収縮により生じたものと推定。 沓座モルタルに生じたひびわれは、補修を行いたい。路面を見ると、防護柵全体に防食皮膜の劣化が生じている。 排水ますに生じた土砂詰りは清掃によって機能回復を図る必要がある。 今後の対策としては、鋼部材の防食性が低下しており、腐食への進行が伺える。再塗装を実施する必要がある。	F11T		
31	小瀬橋	17.5	1	点検は、端部、中央部共に地上より近接目視を行った。 間詰めコンクリートに遊離石灰が生じているが、部分的である。下部工は概ね健全。路面を見ると歩道部伸縮装置に路面の凹凸が生じているが走行性が低下している。排水ますに土砂詰りが生じている。 今後の対策としては、路面の段差、排水ますの土砂詰りについて、措置しやすい場所であり、部分的なことから維持工事に対応し機能回復を図る。本橋に見られる損傷は現時点では軽微といえることから経過観察とし、次回点検時の状況に応じて補修を行えばよい。			
32	万年橋	62.5	2	点検は、A1,2端部は梯子による近接点検、中央部は遠望点検、P1橋脚上部はポールカメラによる点検を行った。 橋面上は、地覆に軽微なひびわれ、欠損、うきが見られる。損傷が軽微である為、次回点検時に確認すればよいと考える。又、排水ますに土砂詰りが生じ、健全な排水がなされていない。維持工事による清掃が必要であるとする。鋼部材全体に防食機能の低下が見られる。塗装年月が不明であるが、上塗りのハガレ、下塗りの露出、点錆発生箇所(2次部材)が鋼材全体に見られる。特に支承部は、伸縮装置からの漏水により全体的に腐食が見られた。張出床版水切り周辺部に遊離石灰の析出及びひびわれが見られる。打継ぎ目地又は、ひびわれから橋面水が浸透し、生じたものと推定される。下部工は伸縮装置からの橋面水流下による漏水跡、不法占拠が見られた。状況により伸縮装置の非排水化が必要である。不法占拠については維持工事による撤去が必要である。 対策は、鋼部材の塗装劣化が著しく、特に桁端部(伸縮装置直下)には腐食箇所が見られるため、止水対策が必要となる。伸縮装置の非排水化、床版防水を実施する必要がある。	F10T		
33	沼川上橋	15.5	1	点検は、端部、中央部共に地上より近接目視を行った。 床版(主桁)は間詰めコンクリートより遊離石灰が湧出しているが、部分的で軽微。状況に応じて補修を行えばよい。排水管周辺の遊離石灰は排水不良により生じたものと推定されるため排水管修復工を行い機能回復を図る必要がある。 下部工は概ね健全であるが、伸縮装置部の止水機能低下による漏水が局部的に見られる。路面では、防護柵全体に経年による腐食が生じているが、部材全体に亘り生じているため、時期を見て再塗装、部材交換を行う必要がある。 今後の対策としては、直ちに部材機能が喪失または損失する損傷の発生は見られないが、部材延命化の見地から、排水管修復工、ジョイント部のパッチングを行い、止水性を高めておきたい。			

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ボルト		
34	幸橋	16.0	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 上部工は概ね健全といえる。路面では、防護柵に全面的にサビが生じている。舗装にひびわれが見られるが、桁下において漏水は生じていない。支承は、土砂詰りが生じているが、橋面の流末処理が不適切なため生じたものと推定される。 今後の対策としては、止水機能の復旧のため伸縮装置の取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。防護柵の笠木取替え工の実施、橋台の流末処理適切化を行いたい。			
35	通学橋	21.6	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 床版間詰め部に遊離石灰の滲出が随所に見られる。特に、A2橋台側端部に見られるがジョイントからの排水不良により生じたものと推定するが、現在、舗装により埋め殺しされており、損傷の進行はないと判断する。同様に、下部工に見られる漏水痕も現在、損傷は進行していないと判断した。路面を見ると、防護柵に部材全体に亘り腐食が生じている。時期を見て再塗装、部材交換を行う必要がある。 今後の対策としては、止水対策が必要である。床版防水を実施し、伸縮装置の取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。			
36	栄橋	16.1	1	点検は、端部、中央部共に梯子を使用して近接目視を行った。 床版は、全体的に遊離石灰が滲出している。床版コンクリートがポーラスな状況にあるといえ、橋面水の浸透が促進され損傷が進行しやすい状況にある。このような状況の下、鋼材の腐食が促進され、かぶり不足に伴い鉄筋露出が随所に生じている。主桁上フランジの腐食も橋面水の浸透によるものと推定する。 路面は、コンクリート舗装にひびわれが見られるが、上述の損傷が確認されることから路面排水の浸透が促進されている。床版防水の状況は把握できないが、損傷しているものと推定できる。ジョイントは目地式が設置されているが、目地の土つまりが生じていることで損傷(漏水)の進行程度が低減されているものの止水機能は低下している。 今後の対策として、先ず止水対策を実施する必要がある。床版コンクリートの強度が満足しているか詳細に調査し、結果に応じて補強も鑑みた炭素繊維シート工、鋼板接着工等の補修施工及び床版打替を検討する。ジョイントの止水性が低下しているため目地材交換の上、舗装オーバーレイを実施し、床版の鉄筋露出については断面修復を行う必要がある。	F11T		
37	手引橋	18.7	1	点検は、目視点検により行い、桁端部のみ梯子による近接点検を実施した。 PC桁自体は問題ないが、間詰め部から全体的に遊離石灰が確認できたこと、主桁自体に鉛直方向の変位があり舗装にひび割れ・段差も確認できることから、PCの横締めが緩んでいるか、効いていない等により主桁が一体化して活荷重を分配していない可能性がある。下部工は健全である。 先ず、優先して実施すべき対策は、横締めにより主桁が一体化しているか詳細調査を実施し、調査結果に応じて対策を検討することである。次に床版防水工を実施する必要がある。			
38	神橋	51.5	3	点検は、A1,2端部は梯子による近接点検、中央部は遠望点検、P1、P2橋脚上部はボールカメラによる点検を行った。 間詰めコンクリートに遊離石灰を伴うひびわれが散見されるが、路面からの雨水の浸透により生じたものと推定する。現状、損傷の進行性は認められない。下部工では、P2橋脚に漏水が生じているが、地覆からの伝い水により生じたもので二次損傷は見られないことから経過観察とする。路面では、排水ますに土砂詰りが生じている。清掃によって機能が回復するものであることから維持工事で対応したい。 今後の対策としては、伸縮装置の止水機能が低下しているため、取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。			
39	国里橋	51.8	2	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 鋼桁(第2径間)に伸縮装置からの排水により腐食が生じている。支承部も同様の原因により腐食が、腐食に伴う膨張によりモルタル欠損が発生している。 対策として、先ず、伸縮装置の補修(取替工、止水材の交換工)を行い下面への水の浸入を防除することが推奨される。その後、鋼部材の腐食除去・再塗装や沓座モルタルの補修等を行うことが望まれる。なお、防食機能の劣化が進行していることや塗装後20年以上経過していることを踏まえ、全体的な再塗装を考慮すべき時期に相当すると考える。	リペッ		
40	第一川田橋	33.6	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 鋼桁およびRC床版については、概ね健全である。支承については、防食機能の劣化および部分的に表面錆が発生している箇所がある。舗装面にポットホールがみられるが、床版への影響はみられない。 今後の対策としては、伸縮装置の止水対策が必要で、取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。	F10T		
41	十郎十之橋	16.5	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 鋼桁については、防食皮膜の変色劣化および主桁添接部に部分的な腐食が発生しているが、経年劣化によるもので板厚減少を伴うような腐食への進行は遅いと判断する。直ちに部材の耐力を喪失するものではないため次回点検時の状況に応じて補修を行えばよいと判断する。RC床版については、概ね健全である。支承については、部分的に橋面錆が発生している。橋台パラペットに特に目立った漏水痕がないことから、経年劣化によるものと考えられる。 今後の対策としては、先ず、止水対策、再塗装を実施し、鋼部材の腐食進行を抑制することが必要である。伸縮装置の取替工、止水材の交換工および鋼部材の再塗装、床版防水を実施する。	F10T		
42	十郎六之橋	20.5	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 鋼部材全体に防食皮膜の変色が生じている。これは、経年の劣化によるものであるが、腐食への進行は見られない。床版は概ね健全といえる。支承は下沓に腐食が生じている。モルタルの状況を見ると、打ち替えが行われたのであろうか。排水ますに土砂詰まりが生じているが、維持作業によって機能回復を図ることが可能である。 今後の対策としては、部材延命を図る上で、鋼部材の再塗装を行いたい。伸縮装置に止水機能の低下が見られることから、取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。	F10T		
43	第二砂田橋	25.0	1	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用して近接目視を行った。 主桁に橋面からの浸透水により腐食が生じている。床版は排水管の防水不良、橋面水の浸透作用により漏水・遊離石灰が広範囲に発生している。伸縮装置は止水材の劣化、部材の変形により止水機能が低下しており、桁、床版の腐食、遊離石灰の発生原因となっている。地覆にコンクリートのうきが見られるが第三者影響は無いことから経過観察でよい。 今後の対策としては、伸縮装置の止水機能が低下しているため、目地材を交換し、舗装のオーバーレイにより止水対策を行いたい。鋼部材に防食性が低下しているため、腐食へ進行する前に再塗装を実施する必要がある。	F9T		
44	砂田橋	38.7	2	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用して行った。 鋼部材は全体的に防食機能が低下しており、端部では腐食も見受けられる。ジョイントの止水機能が低下したことによるものと推定される。A2支承に傾斜、ボルトの抜け、モルタルの圧壊が生じており、支承機能に障害が生じている。上部工、及び下部工の変位に追従できないことにより生じたものと推定するが、放置すると上部工に応力集中が生じることが懸念がある。詳細に調査を行う必要があると判断した。桁遊間がA1,2橋台、P1橋脚において無い状況が見られ拘束力の発生が懸念される。排水ますに土砂詰り、地覆に鉄筋露出が生じているが軽微なことから経過観察でよい。 今後の対策としては、止水対策を実施する必要がある、ジョイント交換工、床版防水工をあわせて実施したい。鋼部材全体に経年劣化による防食機能の劣化が生じているが、腐食へ進行する前に再塗装を実施する必要がある。 ※下部工に傾斜の疑いがあり、集中応力により沓座モルタルが欠損したものと推定する。モルタル修復工を行う必要がある。	F9T		

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ボルト		
45	十郎橋	21.8	1	点検は、端部、中央部共に脚立を使用して近接目視を行った。 床版に軽微な鉄筋露出が生じている。かぶり不足により生じたものと推定。主桁添接部に防食機能の劣化が生じている。経年の劣化によるものと推定。 支承は、下沓全体に腐食が生じている。沓座モルタルは健全であることから打ち替えが行われたのであろうか。ジョイントからの排水不良は確認されないため、伝い水による滞水が生じ、腐食に至ったものと推定する。 路面は概ね健全といえる。 今後の対策としては、鋼部材全体に生じている防食機能の劣化は、腐食への進行が伺える状況にあることから再塗装を行う必要があると判断する。止水機能が低下していることから伸縮装置の取替工、止水材の交換工を実施する必要がある。	F10T		
46	第二池添橋	16.3	1	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 床版に広範囲に亘り鉄筋露出、遊離石灰の湧出が見られるが、かぶり不足、路面からの雨水の浸透によるものと推定される。コンクリートの脆弱化が見られ、耐力低下が懸念されることから補修を行う必要がある。 支承が傾斜しており、上部工への影響が懸念される。詳細調査を行い、結果に応じた補修を行う必要がある。支承アンカーボルトが露出しており、腐食が生じている。排水ますに土砂詰りが生じているが維持作業によって機能回復が図れる。防護柵は全体的に腐食が生じている。排水管が長さ不足により桁フランジに滞水が生じ腐食の原因となっている。 今後の対策としては、まず、床版がポーラ砂状態で、かぶり不足であることから、床版補強、床版防水を実施する必要がある。伸縮装置の止水性が低下しており、取替え工、止水材の交換工を実施する。鉄筋露出は、断面修復を防水工と同時にを行う必要がある。	F11T		
47	大北大橋	21.7	1	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 支承は、ボルトにゆるみが生じている。支承機能が十分に機能しないことから速やかに増締めを行いたい。床版にひびわれが生じているが幅0.1mmが主体で一方向であり乾燥収縮によるものと推定する。損傷の進行は遅い。防護柵天端部に腐食が見られるが、時期を見て再塗装を行えばよい。排水ますに見られる土砂詰りは、清掃により機能回復が図れるため維持工事で対応する必要がある。 今後の対策としては、アンカーボルトのゆるみは、定着不足が懸念されるため詳細に調査し、結果に応じた対策を実施する必要がある。	F11T		
48	新平和橋	88.0	3	点検は、高水敷部は梯子による近接目視、渡河部は遠望点検を行った。 排水樹が土砂詰りにより機能していない箇所がある。また、排水管は腐食が進行しているなお、床版や下部工に遊離石灰を伴うひびわれが散見されるが、全体的には健全と思われる。 今後の対策としては、排水管の腐食に対する再塗装が望まれる。その他鋼部材は2003年に再塗装されていることから概ね健全といえる。床版の排水管周りに漏水・遊離石灰の湧出が見られるが局所的であり、支承部のモルタルひびわれや壁の軽微なひびわれ、漏水・遊離石灰は、いずれも軽微であり現状では、直ちに部材の耐力、機能が損なわれるものではないため次回点検時の状況に応じて補修を行えばよいと判断する。	F10T		
49	十郎三之橋	20.4	1	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用し行った。 鋼桁は、全体的に防食機能の劣化、腐食がみられる。点さびが部材全体に生じており腐食の進行を抑止するために再塗装を行う必要がある。RC床版には、部分的に遊離石灰を伴ったひびわれと張出部に鉄筋露出が生じている。鉄筋露出についてはパラペットへの衝突および、ジョイントの排水不良により生じた漏水により鋼材の腐食が進行したことによりコンクリートが剥落したものと考える。損傷は直ちに部材の耐力を喪失するものではないため、状況に応じて補修を行えばよい。下部工、支承部については、概ね健全であるといえる。排水ますに土砂詰りが生じている。 今後の対策としては、鋼部材全体に防食性が低下しており、再塗装により損傷の進行を抑止する必要がある。張り出し床版の鉄筋露出は、時期を見て断面修復を行うことが望ましい。排水ますの土砂詰りは、維持作業によって機能回復を図る必要がある。	F10T		
50	十郎七之橋	17.1	1	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 鋼部材に経年の劣化による防食機能の低下が生じている。伸縮装置に止水機能の低下が生じたことにより、支承本体、桁端部などの端部鋼材に二次損傷をもたらしている。壁面にひびわれが生じているが、乾燥収縮によるものと推定され、損傷の進行は遅く、軽微といえることから経過観察でよい。 今後の対策としては、止水機能の低下を抑止する必要がある。伸縮装置の取替え工、止水材の交換工を実施する。鋼部材の腐食進行を抑止するために再塗装を実施する必要がある。	F10T		
51	新油川橋	66.0	2	点検は、高水敷部は梯子による近接目視、渡河部は遠望点検を行った。橋脚上は、ボールカメラで点検を行った。 床版は、軽微なひびわれが散見される程度で概ね健全といえる。主桁、及び鋼部材全体に経年劣化による防食皮膜の変色、剥離が生じている。支承部は、土砂堆積が生じており、腐食の発生も見受けられる。これは、ジョイントの排水機能不全により生じたものである。 路面では、伸縮装置背面の舗装に段差、ひびわれが生じており、交通走行性の低下を招いている。これは、橋台背面盛土が沈下したことによるものと推定する。 今後の対策としては、鋼部材の塗装劣化は現在のところ腐食へは至っていないが、損傷進行を抑止することから早期に再塗装を行う必要がある。ジョイントの排水機能不全は、非排水化により損傷の進行を抑止する必要がある。	F10T		
52	第二十郎川橋	27.7	2	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 上部工では、主桁に腐食、床版に漏水・遊離石灰が見られるが、いずれも局所的で軽微であるといえる。鋼部材は全体的に防食機能の劣化が生じている。下部工は、概ね健全。支承部に腐食が生じているが、伸縮装置に排水不良によるものと推定される。 橋面を見ると、防護柵に衝突に依る変形が生じているが、局所的である。排水ますに生じた土砂詰りは清掃により機能回復が図れるため、維持工事で対応すればよい。 今後の対応策としては、鋼部材の腐食進行を抑止するために、再塗装を実施し、止水性を回復する必要があり、伸縮装置の取替え工、止水材の交換工を実施する必要がある。	F10T		
53	大国歩道橋	107.5	3	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用して近接目視を行った。河川部は、遠望に依る点検を行った。 鋼桁は火災による防食機能の劣化と経年劣化によるものと思われる防食機能の低下がみられる。腐食には至っていないものの、落書き等もあり外観的には問題がある。床版は部分的に遊離石灰を伴ったひびわれが発生しているが、軽微なもので全体的には比較的健全である。 支承に防食機能の劣化がみられる。 支承機能は概ね健全な状況といえる。袖擁壁、護岸にひびわれが生じているが、橋台の沈下・移動・傾斜が生じたことによるものと推定する。 今後の対策としては、橋梁全体はおおむね健全といえるが、長寿命化を鑑み、鋼部材の再塗装を実施したい。	F10T		
54	四分川歩道橋	16.2	1	本橋の点検は、ボールカメラを使用し遠望点検を行った。 橋面上の照明柱基部に塗装劣化進行に伴う腐食が見られる。それ以外では、上部工、下部工ともに概ね健全である。下部工に漏水跡が生じているが、伸縮装置の止水性が低下したことによるものと推定する。 今後の対策としては、止水性の回復を行う必要があり、伸縮装置の取替え工、止水材の交換工を実施する。	F10T		
55	宮原大橋	20.7	1	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 PC桁については、概ね健全である。 床版(間詰コンクリート)については、部分的に軽微な遊離石灰の滲出がみられる。 支承部については、A2橋台(上流側)に漏水および土砂堆積がみられる。これらは伸縮装置からのものと考えられる。現状では支承の機能障害には至っていないが、将来的に土砂堆積が酷くなった場合、その恐れがある。 今後の対策としては、止水対策を行う必要がある。伸縮装置の取替え工、止水材の交換工を実施する必要がある。			

平成21年度点検結果報告

NO.	橋梁名	橋長 (m)	径間数	点検結果概要	備考		
					使用 ボルト		
56	新平和橋立体	62.0	4	点検は、1、2径間は地上、3,4径間は梯子を使用して近接目視を行った。 主桁(床版)は、支間中央部に橋軸直角方向のひびわれが生じている。曲げ応力による作用によって生じたものと推定する。張り出し床版に遊離石灰を伴うひびわれが生じているが、防水工不良によるものと推定される。下部工は、支承に腐食が見られるが軽微といえる。路面では、舗装に凹凸が生じている。排水管が地面に接しており、土砂詰りが生じている。 今後の対策としては、排水管を適切な長さ処処理する必要があることと、時期を見て路面の凹凸を解消したい。構造上、直ちに補修・補強を要する損傷は認められない。			
57	一之橋	27.4	1	点検は、端部は地上、中央部は梯子を使用して近接目視を行った。 鋼桁および鋼部材については、防食機能の劣化および部分的な腐食がみられる。外的な要因となるものがないことから、経年劣化によるものと考えられる。また、腐食についても板厚減少を伴うような損傷ではないため、今後の状況によって再塗装を行うことが望ましい。RC床版については、部分的にひびわれが生じているが一方向のみで直ちに部材耐力を損なうものではない。そのため、次回点検時の状況に応じて補修を行えばよいと判断する。支承部については、軽微な腐食と台座コンクリートにひびわれが発生しているが、直ちに部材機能の損失をとらなうものではないため経過観察とし、次回点検時の状況に応じて補修を行えばよいと判断する。橋面に舗装のひびわれが生じている。伸縮装置に止水機能の低下が生じている。 対策としては、橋面水の流下、経年劣化による鋼部材の防食性の低下を防止することであるが、早期に再塗装を実施し、同時に床版防水、ジョイント交換工の実施を望みたい。	F11T		
58	沼川中橋	37.4	1	本橋の点検は、端部は地上より、中央部は河川内で脚立を使用して近接目視を行った。 上部工を見ると歩車道境界部より遊離石灰の湧出が見られる。現時点では、損傷は軽微といえることから経過観察とし、状況に応じて補修を行えばよい。 堅壁に乾燥収縮によるひびわれが随所に見られる。損傷の進行は遅いが、部材延命化を図る上で、ひびわれ注入工を行いたい。 路面では排水ますの土砂詰りが散見されるが、清掃によって機能回復を図りたい。防護柵全体に防食機能の劣化が生じているが、部材全体に及んでいるため、腐食への進行を抑止する必要があるため再塗装をおこないたい。 今後の対策としては、直ちに部材の耐力を喪失する、あるいは低下する損傷は見当たらないが、部材延命の見地から再塗装、止水対策を実施したい。伸縮装置の取替え工、止水材の交換工を実施する。	F10T		